

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府八尾市太田新町六丁目57番地

氏名 株式会社エイチ・イー・エス

代表取締役 平山 啓一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

八尾市長 山本 桂右



許可の年月日 令和 6年4月9日

許可の有効年月日 令和 11年4月8日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

1 燃え殻	7 紙くず	13 ガラスくず
2 汚泥	8 木くず	14 鉱さい
3 廃油	9 繊維くず	15 がれき類
4 廃酸	10 動植物性残さ	16 ばいじん
5 廃アルカリ	11 ゴムくず	
6 廃プラスチック類	12 金属くず	

石綿含有産業廃棄物を含む。ただし、積替え保管にあつては石綿含有産業廃棄物を除く。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：八尾市太田新町六丁目57番、58番

面積：265.7m²保管上限：423.9m³

積み上げ高さ：2.5m

産業廃棄物の種類：1の2, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 15の9種類

石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

1の6, 12, 13については水銀使用製品産業廃棄物（廃ランプに限る。）を含む。1の2, 7, 8, 9, 11,

15については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

また、1の2については無機性汚泥に限る。

以下余白

3. 許可の条件

なし

複写厳禁

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年4月9日 当初許可

令和6年4月9日 許可更新

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無